

「港湾請負工事積算基準」に係る令和8年度標準賃金について

(令和8年3月1日から適用)

①潜水士（ダイバー）標準賃金

(円/日)

潜水深度	標準賃金
10m未満	52,900
10～20m未満	58,500
20～30m未満	64,100
30～40m未満	69,700

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。

潜水士補助員は、潜水士（ダイバー）に準じる。

上廻り員は、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の潜水送気員に準じる。

②船舶および機械製造修理請負工事積算基準の標準賃金

(円/日)

名称	標準賃金
船舶製作工	32,200

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。